

## 奈良県教育委員会告示第十号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第一項及び技能教育施設の指定等に関する規則（昭和三十七年文部省令第八号）第四条に基づき、指定技能教育施設の設置者の変更の届出があつた。

令和八年一月九日

奈良県教育委員会教育長 大石健一

- 一 指定技能教育施設の名称及び所在地  
リタ学園 奈良学習館  
奈良市芝辻町四丁目三番八号
- 二 設置者の名称

変更前	変更後
株式会社 I・S・学園	学校法人利他学園
代表取締役 今井 真路	理事長 今井 真路
大阪府箕面市外院二丁目四番一一号の	神戸市中央区脇浜海岸通四丁目三番九
一	一四〇五号

三

変更年月日

令和八年四月一日